



Title	サイバー・ルール・ガバナンス
Author(s)	篠原, 健
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44554
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	篠原 健
博士の専攻分野の名称	博士（国際公共政策）
学位記番号	第 17994 号
学位授与年月日	平成 15 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	サイバー・ルール・ガバナンス
論文審査委員	(主査) 教授 辻 正次 (副査) 教授 野村 美明 助教授 今川 拓郎

論文内容の要旨

本研究は、インターネットの出現によって、電子商取引を規律する各種のルールにどのような変容が起きつつあるか、またその変容を規律するグローバルなガバナンス構造のあり方は何か、を明らかにすることを目的としている。

「グローバル・ガバナンス」という言葉は国際政治における古くて新しい用語である。今日、グローバル・ガバナンスの課題が注目されているのは、冷戦の終結や、グローバルな国際企業の興隆、それに呼応した NGO の台頭などの複雑化する主体と、このような主体によらなければ解決できない、グローバルな課題が出現してきた事が背景にある。世界的な IT 革命の中で日本が主導的な地位を占めるためには、そのルールや枠組みの策定に主導力を発揮する必要がある。そのためには、結果としてのルールではなく、そのルールを生み出すガバナンスの構造を理解し、日本のなかに多様な主体によるダイナミズムを作り出すことが必要と考える。このような問題意識を背景に、本論文では以下の3つの分野においてこのルールとガバナンスの問題を論じる。

まず第一章では、電子商取引のルールとして9つの分野を取り上げ、その分野ごとにその内容と主たるガバナンスの変容を分析する。9つの分野とは、①契約の有効性と電子認証、②消費者保護、③プライバシー保護、④セキュリティ、⑤税・関税、⑥知的財産権、⑦ビジネスモデル特許、⑧インターネットのドメイン名、⑨仲介者責任である。その上で、電子商取引のルールを規律するガバナンス構造の分析を試みる。そのときの視点は①自主規制/政府規制/技術アプローチ、②民間/国/国際機関/市民セクター、③米/欧/日に見る地域ガバナンス、④レイヤー構造の4つである。

第二章では、デジタル・ディバイドと国際ルールの問題を取り上げる。電気通信分野における民営化と市場原理の導入は、インターネットを含む世界的な情報通信の発展をもたらしているものの、一方では市場原理では解決できない課題を生み出している。ここでは具体的に国際通信料金分収制度とインターネット国際料金分担の事例を取りあげる。また、我が国の ODA を IT 分野の活用と発展に向けたイニシアチブとして「eODA」を提案する。

第三章では、インターネットと電子商取引の今後の一大発展の鍵となる、「融合」問題を取り上げ、電気通信・放送分野の制度やルールに及ぼす影響について論じる。技術の融合は単に技術にとどまらず、産業全般の融合を引き起こすことを示す。このような問題に対する米国、欧州、日本の制度的な比較分析を行い、ガバナンス面での結論の1つとして事業法による規制から、独禁法をふくめた広義の競争政策に移行すべきであることを示す。また、融合時代においてはルール問題に対する技術アプローチの可能性と必要性を重視すべき事も示している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、電子商取引を規律する各種のルール及びそのガバナンス構造の変容とあり方を取り扱っている。現在、政府主導のルール策定から市場原理による民間主導のルール策定へとという大きな流れがある。一方、ピア・ツー・ピア技術や無線などのユビキタス技術の出現は、政府主導や市場原理の何れでもない新たなルールを必要としている。ユビキタス時代での、ルールとそのガバナンスの設計と制御を検討するのが本論文である。

第一章では、総論であり、研究の全体のフレームワークと主要な論点および主張を述べている。フレームワークでは、議論の対象となるサイバー・スペースの定義と社会規範、技術革新、ルール、ガバナンスとの相互関係を定義し、それを次の3つに単純化している。①統制型、②市場型のルールとガバナンス、③分散型通信技術（ユビキタス・ネットワーク技術）の普及による互助型のルールとガバナンスである。最近のサイバー・スペース上での紛争を例に挙げ、これら3つの異なった考え方は相互に依存性があり、技術と社会の変化が予見可能でない以上、これらを融合したガバナンスの構築が必要であると主張している。

第二章では、具体論として電子商取引における著作権やセキュリティなど、9つの分野を対象に、その分野ごとに主たるルールとガバナンスの変化を分析している。またその他の重要なガバナンス構造として、地域対立、南北対立、レイヤー構造などにも触れている。

第三章では、デジタル・ディバイド分野において、民営化・市場原理の導入と課題の分析を行っている。また、我が国のODAをIT分野に向けたイニシアチブとして「eODA」を提案している。

第四章では、情報通信の「融合」問題を取り上げる。米国、欧州、日本の比較分析を行い、産業全般の融合時代にふさわしいガバナンスのあり方を提案すると共に、技術アプローチの重要性を述べている。

第五章では分散型ネットワークの発展方向として「マイクロデシック・ネットワーク」の概念提案を行う。このネットワークは参加者が稠密になるほどその能力が高くなるという意味での外部性の存在することを証明している。また、日本における具体的な萌芽事例を調査・分析し、社会経済的な妥当性を示している。

第六章では、技術革新の激しい無線技術の分野で、最近の欧米での市場化の失敗事例の分析を行い、前述のガバナンスの共存モデルが求められることを述べている。

第七章はブロードバンド政策について、同じく各国における現在の隘路を分析し、ブロードバンド整備の一方式を提案している。

現在発展しつつあるグローバルな産業の情報化の中で、日本が主導的な地位を占めるためには、技術に加えこのようなルールや枠組みの策定に主導力を発揮する必要がある。

本論文は、筆者の長年にわたる研究成果の上に、今後来るべきユビキタス時代でのサイバー差配でのルールとガバナンスのあり方を論じており、この分野の研究の進展に寄与するものであり、博士（国際公共政策）に値するものと判断される。